

県政改革方針の変更（案）

財務部 県政改革課

① 財政フレームの変更

- 令和10年度までの収支不足額は、経済成長率の上昇が見込まれるものの、これを大きく上回る長期金利の上昇の影響もあり、昨年度の160億円から530億円に悪化し、令和11年度以降の見通しも厳しい状況
- 実質公債費比率も令和7年度決算で起債許可基準の18%を超過。その後も金利上昇により高い水準で推移
- これまで、震災関連県債や財源対策債の償還に加え、類似団体に比べても高い水準で投資事業を行ってきた本県は、県政改革の取組はもとより、低金利環境の恩恵も受け、収支を均衡させてきた。今後は本格的な金利上昇局面に対応した財政運営への転換が求められる
- 一方、兵庫の発展のためには、今後も未来への投資が不可欠であり、財政健全化と必要な投資を両立していくことが重要
- このため、有識者で構成する検討会を設置し、本県の財政構造を検証したうえで、今後の財政運営のあり方検討を進めていく。また、県議会や県民との情報共有を徹底し更なる県政改革を進める

区 分	R7見込	R8当初	R9	R10	参 考					R10までの目標
					R11	R12	R13	R14	R15	
収支不足額	0億円	▲130億円	▲180億円	▲220億円	▲305億円	▲320億円	▲315億円	▲315億円	▲315億円	収支均衡を目指す
		R8～R10 総額▲530億円								
実質公債費比率	21.7%	21.1%	23.3%	23.6%	24.3%	24.2%	24.1%	24.1%	23.4%	21%程度
3か年平均	19.0%	20.2%	22.0%	22.7%	23.7%	24.0%	24.2%	24.1%	23.8%	
将来負担比率	303.5%	294.8%	294.2%	287.8%	283.0%	277.1%	271.0%	264.6%	258.1%	305%程度
経常収支比率	97.9%	98.9%	99.7%	99.6%	98.1%	99.0%	97.9%	98.5%	98.2%	100%未満を維持

②投資事業

ア 通常事業

- 補助事業、単独事業について、基本額の実負担額が令和7年度の実負担額を上回らない範囲で事業費を設定

イ 緊急措置事業

- 防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、基本額の実負担額が令和7年度の実負担額を上回らない範囲で事業費を確保
- 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保

区 分		実負担率	令和7年度基本額		令和8年度基本額		備考
			事業費	実負担額	事業費	実負担額	
通常	補助事業	40%	1,020億円	408億円	1,020億円	408億円	R7基本額同額
	単独事業	100%	530億円	530億円	530億円	530億円	
緊急措置事業	防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	25%	(340億円)	(85億円)	(340億円)	(85億円)	
	緊急自然災害防止対策事業	30%	60億円	18億円	60億円	18億円	
	緊急防災・減災事業	30%	75億円	23億円	75億円	23億円	
	緊急浚渫推進事業	30%	15億円	5億円	15億円	5億円	
	公共施設等適正管理推進事業	73%	30億円	22億円	30億円	22億円	
	脱炭素化推進事業	73%	5億円	4億円	5億円	4億円	
合 計			(2,075億円) 1,735億円	(1,095億円) 1,010億円	(2,075億円) 1,735億円	(1,095億円) 1,010億円	

※（ ）は防災・減災、国土強靱化加速化対策事業の前倒し分を含めた金額

③地域整備事業（淡路夢舞台）

- ・ホテル等の企業庁資産及び公の施設群のうち、展望テラス並びに国際会議場については、維持管理・運営に民間活力を導入することとし、資産譲渡を進める。
- ・その他の公の施設群については、管理運営を民間事業者へ委託（指定管理）することとし、民間事業者の創意工夫がより発揮されるような公募を実施する。
- ・資産譲渡及び指定管理の実施にあたっては、淡路夢舞台としての一体的な運用を確保するとともに、地域における公的意義に留意する。

④分収造林事業の今後のあり方

- ・分収林の解約後、長期的に森林管理を担えるよう、県と連携して新たな森林管理スキームを推進する枠組み（兵庫県森づくり支援センター（仮称））を構築し、経営の安定化を図る。

⑤公社等

団体名	変更内容
（公財） 兵庫県住宅再建共済基金	「兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会」からの報告書を踏まえ見直した新たな制度について、加入者等に対して引き続き丁寧な説明を実施 等
（公財） 兵庫県国際交流協会	・海外事務所を取り巻く環境の変化や国際交流の動向も考慮し、社会情勢の変化等を踏まえ、3事務所を段階的に廃止 ・廃止後は、海外事務所が培ってきた、友好・姉妹提携先等との交流を継続できるよう、機能別に代替措置をシームレスに開始